

介護予防支援の実施事業者の変更について

令和6年4月から

介護保険法の一部改正に伴う変更点

令和6年4月から居宅介護支援事業者も市町村からの指定を受けて介護予防支援を実施できるようになります。

<改正内容>

令和6年3月までは、「地域包括支援センター」が利用者と契約を結び、「地域包括支援センター」又は「地域包括支援センターから委託を受けた居宅介護支援事業者」が利用者のケアマネジャーを行っておりました。

今回の改正により「市の指定を受けた居宅介護支援事業所」が利用者と契約を結び、介護予防支援を行うことができます。



介護予防支援とは

要支援1・2の方が対象となります。本人の心身の状況、環境、思いなどを踏まえ、介護予防サービス計画を作成し、サービス事業者と連絡調整を行い、地域で自立した生活を継続できるよう支援を行います。

介護保険法の一部改正に伴い、サービス利用者への影響について

指定介護予防支援事業者(指定居宅介護支援事業者)のケアマネジャーが担当する場合は、令和6年4月以降に改めて契約を結ぶ必要があります。
手続き方法については、担当のケアマネジャーより説明します。

利用中の介護予防サービスに影響はありませんのでご安心ください。



<問合せ> 福井市役所 地域包括ケア推進課 TEL (0776)20-5400